

# 参考資料

- ① ハローワークとは (P. 1)
- ② 一体的実施事業の実施状況 (P. 8)
- ③ ハローワーク特区の実施状況 (ハローワーク浦和) (P. 23)
- ④ ハローワーク特区の実施状況 (ハローワーク佐賀) (P. 29)

①ハローワークとは

# 公共職業安定所(ハローワーク)とは？

- ハローワークは、民間の職業紹介事業等では就職へ結びつけることが難しい就職困難者を中心に支援する最後のセーフティネットとしての役割を担っている。
- また、地域の総合的雇用サービス機関として、職業紹介、雇用保険、雇用対策などの業務を一体的に実施する点がハローワークの特徴。

(参考1) ハローワークの設置数等

設置数:544所(本所:437、出張所:94所、分室:13室)

(参考2) ハローワークの人員体制(25年度予定額ベース)

職員数:11,348人 相談員数(※):17,941人

(※)相談員には、公募により基本的に民間出身の労務経験者・有資格者等を活用

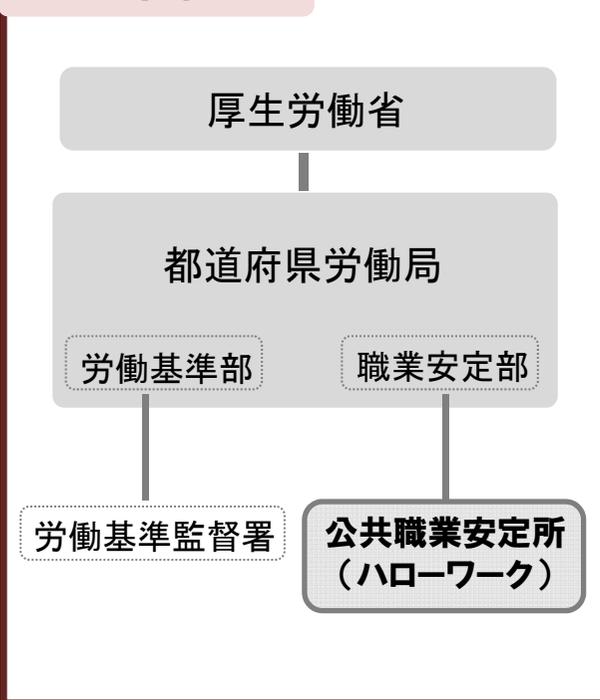
(求職活動の様子)



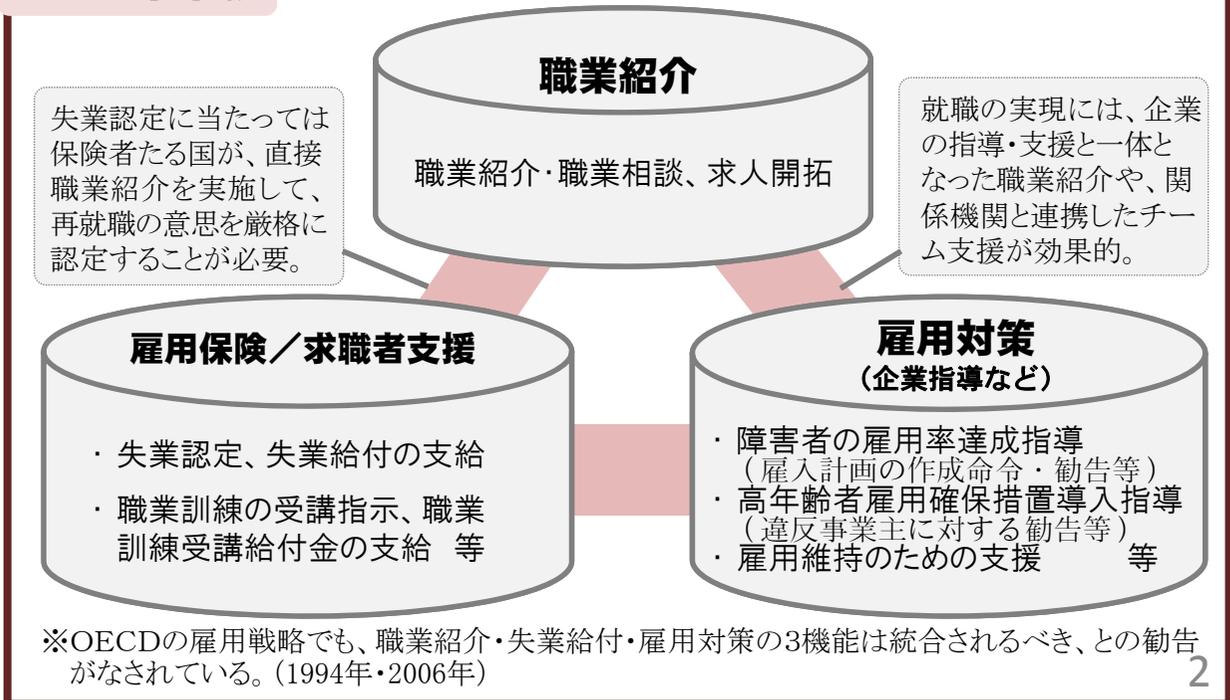
(職業相談の様子)



## 組織の位置づけ



## 主な所掌事務

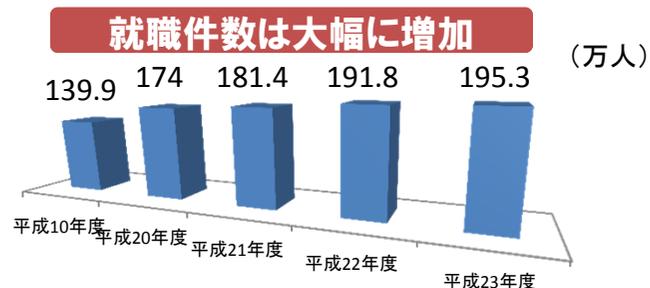


# ハローワークの主な取組と成果①

- ハローワークは1日約17万人が利用する国民に最も身近な行政機関の一つ。

(平成24年度の主な業務指標)

- ・新規求職者数(常用(パート含む)) 666.4万人
- ・新規求人数(常用(パート含む)) 795.3万人
- ※ハローワーク求人(フルタイム・常用)の約95%は中小企業
- ・就職件数(パート含む) 193.6万人
- ・雇用保険受給資格決定件数 183.1万件



## 全国ネットワークでの職業紹介による求人・求職ニーズへの対応

- 都道府県域を越えた就職・募集活動にも全国ネットワークで対応。
  - ※東京のハローワークで受理した求人への就職の約4割は東京都外の求職者(平成24年度実績)
  - ※東京のハローワークで受理した求人の約3割は勤務場所が東京都外(平成24年実績)

## 雇用問題への機動的、全国斉一的な対応

- 緊急に対応すべき雇用問題に、全国ネットワークを活用し、全国一斉に機動的に対応。
  - (例)リーマンショック後の急激な雇用情勢悪化への対応のため、雇用調整助成金の迅速な要件緩和、厚生労働本省の指示による労働局・ハローワークの総力を挙げた求人開拓(平成21年度は183.4万人の求人を開拓)
- 全国ネットワークでの事業主指導・支援(障害者雇用等)により、本社・支店全体での取組を確保。

## サービス改善・民間活用の取組

- 就職率、求人充足率等の主要指標は、全ハローワークで目標を設定、PDCAサイクルにより目標を管理。
- 利用者アンケート等により、利用者のご意見・ご要望を把握し、サービスを改善するとともに、ハローワーク職員によるサービスの自主点検・責任者による総点検を定期的実施。
- ハローワークの平日の開庁延長(231箇所)や土曜開庁(195箇所)を実施。(平成25年4月時点)
- 雇用保険受給者に対するセミナーや若年者雇用対策、長期失業者支援で民間を活用。

# ハローワークの主な取組と成果②

## 働く希望を持つ若者・女性・障害者や生活保護受給者等の就職支援など政策課題にも積極的に対応

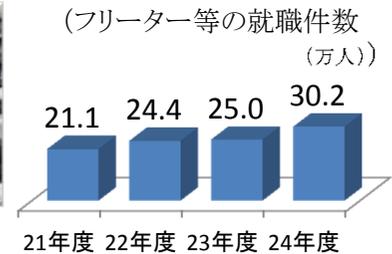
※実績は平成24年度実績(ただし、障害者の実雇用率は平成24年6月1日現在)

### 若者(新卒者・フリーター)

- ・新卒応援ハローワーク(57カ所)を設置し、新卒者に対して、ジョブサポーターによる担当者制の支援を実施  
【利用者数 のべ70.7万人、ジョブサポーターの支援による就職決定 19.4万人】
- ・わかものハローワーク・コーナー等を設置(214カ所)、フリーターの正規雇用化を支援 【フリーター等の就職件数 30.2万人】



(新卒応援ハローワーク)

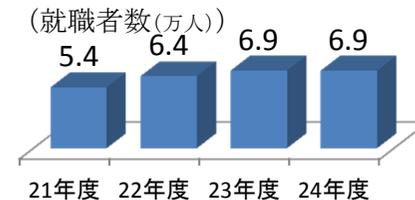


### 子育て女性等

- ・子ども連れで来所しやすい環境のマザーズハローワーク・コーナーを設置(173カ所)、仕事と子育てが両立しやすい求人の確保や担当者制による支援を実施 【就職者数 6.9万人】
- ※担当者制支援=対象者5.7万人、就職者5.0万人、就職率86.1%



(マザーズハローワーク)

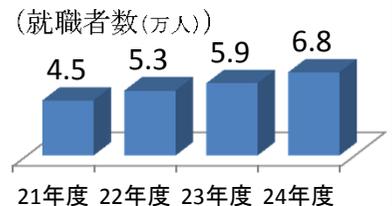


### 障害者

- ・障害特性に応じた職業紹介と雇用率未達成企業に対する厳正な指導を組み合わせて実施 【就職者数 6.8万人 実雇用率 1.69%】(過去最高)
- ※企業指導にあたっては、人事機能を有する本社を管轄するハローワークと就業地のハローワークの連携が重要



(ハローワークでの職業相談)

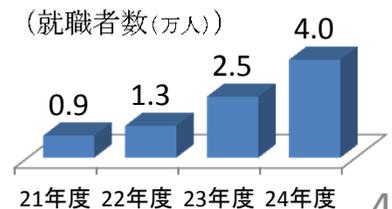


### 生活保護受給者等(地方自治体と連携した就職促進)

- ・福祉事務所と連携してチームを組み、対象者ごとに就労支援プランを作成し、自立に向けた支援を実施 【就職者数 4.0万人】
- ・福祉事務所内等にハローワーク窓口を設置、自治体とハローワークが一体となった支援を実施 【実施自治体数 34市区(平成25年5月末現在)】



(自治体との一体的な支援)



# (参考①) ハローワークの地方移管の問題点

- 「職業紹介」・「雇用保険(失業認定・失業給付)」・「雇用対策(企業指導・支援など)」の3つの業務は、同一の組織で実施する必要がある。(現在、ハローワークが3つの業務を実施)
- また、3つの業務のいずれについても、地方に移管することは困難。

## ハローワークの地方移管に関する主な問題点

### ①雇用保険の財政責任と運営主体の不一致

- 雇用保険業務を自治体に移管した場合、財政責任を負わずに自治体が失業認定事務を実施することになる。  
→ 失業給付の濫給、国民負担の増大(保険料の引き上げ・給付カット)につながる恐れがある。

### ②職業紹介の全国ネットワークが維持できなくなる

- 求職者・求人者は、都道府県を超えて、求職・募集活動を行う。ハローワークを地方移管すると、都道府県間の求人が分断され、広域的な職業紹介ができなくなる。  
→ 就職の減少、失業者の増大につながる恐れがある。
  - ※ 東京のハローワークで受理した求人への就職の約4割は東京都外の求職者(平成24年度実績)
  - ※ 東京のハローワークで受理した求人の約3割は勤務場所が東京都外(平成24年実績)

### ③全国一斉の雇用対策が講じられなくなる

- 国は都道府県に雇用対策に関する指揮命令はできない。ハローワークを地方移管すると、全国一斉・機動的な雇用対策ができなくなる。  
(例)リーマンショック後の急激な雇用情勢悪化への対応のため、雇用調整助成金の迅速な要件緩和、厚生労働本省の指示による労働局・ハローワークが総力を挙げた求人開拓(平成21年度は183.4万人の求人を開拓)を実施

### ④ILO条約を守ることができなくなる

- ILO第88号条約を守れなくなる。  
第2条 職業安定組織は、国の機関の指揮監督の下にある職業安定機関の全国的体系で構成される。

※労使も地方移管には反対。労働政策審議会からも『国による全国ネットワークの体制を維持すべき』旨の意見が出されている。

## (参考②) ハローワークの地方移管に対する労使の意見

- 労使ともハローワークの地方移管に反対の立場。
- 国と地方自治体が一体となって、その地域における雇用対策を一層強化すべきと指摘。
  - ※ 平成21年2月、平成22年4月の二度にわたり、この旨の意見書を労働政策審議会としてとりまとめている。

### 労働政策審議会の意見書

「地方分権改革に関する意見」（平成21年2月5日 舛添要一厚生労働大臣宛 労働政策審議会意見書）（抜粋）

#### 1 ハローワークの縮小について

（前略）

ハローワークの業務は、以下のような理由から、都道府県に移管することは適当ではなく、国が責任をもって直接実施する必要があり、これは先進諸国における国際標準である。

- ① 都道府県域を超えた労働者の就職への対応や、都道府県域に限定されない企業の人材確保ニーズへの対応を効果的・効率的に実施する必要があること。
- ② 雇用状況の悪化や大型倒産に対し、迅速・機動的な対応を行い、離職者の再就職を進め、失業率の急激な悪化を防ぐ必要があること。
- ③ 雇用保険については、雇用失業情勢が時期や地域等により大きく異なるため、保険集団を可能な限り大きくしてリスク分散を図らないと、保険制度として成り立たないこと。
- ④ 地方移管は我が国の批准するILO第88号条約に明白に違反すること。

したがって、国の様々な雇用対策の基盤であるハローワークは地方移管すべきでなく、引き続き、国による全国ネットワークのサービス推進体制を堅持すべきである。

（中略）

一方で、地方自治体が独自に地域の実情に応じた雇用対策をこれまで以上に積極的に進めることは望ましいことであり、国と地方自治体が一体となって、その地域における雇用対策を一層強化する必要がある。（後略）

## (参考③) 諸外国における職業紹介・失業保険の実施主体

- 先進主要国においても、職業紹介業務は原則として国が実施。
- また、いずれも職業紹介・失業保険の認定・失業保険の財政主体は一致。

	職業紹介業務	失業認定業務	失業保険の財政責任
イギリス	ジョブセンタープラス (国)	ジョブセンタープラス (国)	国
アメリカ	職業安定所 (州)	職業安定所 (州)	州
ドイツ	職業安定所 (連邦)	職業安定所 (連邦)	連邦
日本 (現行)	ハローワーク (国)	ハローワーク (国)	国

原則として国が実施

各国の職業紹介・失業保険の認定・失業保険の財政主体は一致

※ イギリスでは、1974年から職業紹介と失業保険の給付を切り離したものの濫給が生じ、1986年、サッチャー政権が両事業を統合(統合の初年度には受給者約3割減)。